

令和4年度第2回愛知県都市計画審議会

令和4年9月16日（金）午前10時30分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から10月31日までをさわやかエコスタイルキャンペーン実施期間とし、軽装・ノーネクタイを励行しております。本日の審議会におきましても、幹事及び事務局はノーネクタイとさせていただきます。委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方へのお願いです。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。録画録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。以上、注意事項をお守りいただき傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

会長の秀島でございます。一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和4年度第2回愛知県都市計画審議会の開催に当たり、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、議事が円滑に進行いたしますように御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

ありがとうございました。

ここで、本日の会議で使用する資料について御説明させていただきます。

資料は、ペーパーレス化により、タブレットに入っておりますので、御協力をよろしく
お願いいたします。資料にメモ書きをなさりたい場合には、別途、紙の資料も用意してお
りますので、職員にお声がけください。

なお、報告事項の資料につきましては、一部紙の資料を机の上に置かせていただいております。

傍聴人の方には、申し訳ございませんが、タブレットの御用意がございませんので、お
手元の紙の資料を御使用ください。

続きまして、タブレットの操作方法について御説明させていただきます。正面の職員が
操作を示しますので、御覧ください。

お手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下の丸いボタンを1回押してくださ
い。そうしますと画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただきますと、本日使用する全ての資料の一覧が表示されま
す。表示されない場合は、職員にお声がけください。よろしいでしょうか。

今度は、左上から2番目にあります「1 第1号議案」と書かれた資料をタップしてく
ださい。そうしますと画面に議案が表示されます。

画面を左右にスワイプしていただくと、ページを進めたり戻したりすることができます。
また、2本指で広げたりつまんだりすると、画面を拡大したり縮小することができます。
画面をつまんで縮小の操作を続けていただきますと、全てのページ一覧が表示されます。
ここで御覧になりたいページをタップしていただくと、目的のページに素早く移動するこ
とができます。また、画面左上の矢印マークをタップしていただきますと、最初の資料の
一覧に戻ることができます。左上の矢印が表示されていない場合は、画面の中央をタップ
していただきますと矢印が表示されます。

それでは、左上の矢印をタップしていただき、最初の一覧画面にお戻りいただけますで
しょうか。

なお、位置図や図面につきましては、正面に設置してございますモニターにて表示をさ
せていただきます。

次に、マイクの使用方法について御説明させていただきます。

御発言の際には、マイク、右下のボタンを押してから御発言ください。ランプが点灯し、
マイクのスイッチが入ります。御発言を終えられましたら、再びボタンを押してスイッチ
を切っていただきますようお願いいたします。また、音声聞き取りにくい場合がございます

ますので、なるべくマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。不具合や御不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

操作方法についての説明は以上になります。

本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、秀島会長、進行のほどよろしくをお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、永岩慧子委員、鈴木まさと委員を指名いたします。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」の1件でございます。

それでは、第1号議案「浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」をお諮りいたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

愛知県都市計画担当課長の後藤と申します。よろしくをお願いいたします。恐縮でございますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、第1号議案「浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置について」を御説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。「次第等」のファイルを閉じていただきまして、「第1号議案」をタップしてお開きをお願いいたします。

画面を順次スワイプしていただきますと、議案書が1枚目から2枚目に、参考資料1、2が3枚目から8枚目でございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

本議案はモニターを中心に説明させていただきますので、タブレット内の資料に関しましては、必要に応じて適宜御覧いただければと存じます。

モニターには、参考資料 1、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱を表示しております。

この要綱は、第 1 条にございますとおり、環境への配慮が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることから、環境影響評価に関する事項を調査審議するために、専門部会を設置することや、その運用に関する事項を定めたものでございます。

第 2 条では、「専門部会は、都市計画審議会が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議する。」となっております。

また、第 3 条では、「専門部会は、審議会の議決により設置する。」となっております。浜松湖西豊橋道路は、事業規模が大きく、環境影響評価を実施する事業であるため、本日は、この審議会において浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関する愛知県環境影響評価調査専門部会の設置について御審議いただくものがございます。

続きまして、参考資料 2、浜松湖西豊橋道路の都市計画及び環境影響評価手続について御説明させていただきます。

まず、1 の浜松湖西豊橋道路の概要についてです。モニターには、参考資料 2 の別添位置図を表示しております。

画面上が北方向となっており、豊橋市を中心に、右側が静岡県方面、左側が豊川市、田原市となっております。画面左上から画面右下へ白黒の点線で表示しておりますのは東海道新幹線、画面中央には豊橋駅を示しております。豊橋駅の周りのピンク色で示しております区域は豊橋市街地、また、愛知県と静岡県の県境付近の緑色で示しております区域は、その大部分が自然公園に含まれる弓張山地でございます。画面上部の青色実線で示しておりますのが東名高速道路、中央に豊川インターチェンジ。画面右上、黒色四角で名称表示しておりますのは三ヶ日ジャンクション、ここから右上の青色実線は東名高速道路と新東名高速道路とを結ぶ引佐連絡道路で、図面が見切れておりますが、この先は新東名高速道路の浜松いなさジャンクション、三遠南信自動車道へと接続しております。また、画面左上、北西方向から右下、南東方向にかけまして、国道 1 号線及び自動車専用道路である国道 23 号名豊道路が走っております。なお、画面左下、黒色四角で名称表示しておりますのは三河港でございます。この静岡県浜松市の三ヶ日ジャンクションと愛知県豊橋市の三河港とを結ぶ、赤色の枠で示した帯が浜松湖西豊橋道路のルート帯で、黒実線の丸印はインターチェンジの検討位置でございます。

県内でのインターチェンジの検討位置につきましては、国道 1 号線、名豊道路、主要地

方道豊橋渥美線との交差箇所付近の3か所がございます。浜松湖西豊橋道路は、三ヶ日ジャンクションと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路等と併せて広域道路ネットワークを形成する路線であり、今後、この赤いルート帯の範囲内で延長約26km、4車線の自動車専用道路として計画してまいります。

なお、本路線は、豊橋市、湖西市及び浜松市にまたがる路線のため、都市計画決定権者が愛知県、静岡県、浜松市に分かれております。

次に、主な経緯でございますが、2018年度から国により対応方針を決定するための計画段階評価手続が実施され、2022年3月に、現在画面に表示しております平面図のルート帯案及びインターチェンジ配置案が決定されました。あわせて、国により環境影響評価法に基づく計画段階配慮書手続も実施され、2021年12月に同配慮書が公表され、2022年3月の国土交通大臣意見をもちまして手続が終了いたしました。

次に、2の都市計画決定と環境影響評価の流れについて御説明いたします。

本路線の環境影響評価は、配慮書までは国において手続が進められておりましたが、環境影響評価法第38条の6第1項に規定される、都市計画に定められる環境影響評価対象事業に関する特例に基づき、本県が都市計画決定権者として、愛知県区間についての方法書以降の手続を引き継いでおります。

今後の都市計画決定と環境影響評価の流れは、画面中央赤枠で囲っておりますフロー図のとおりでございます。本県が上段の都市計画手続と下段の環境影響評価手続を並行して進めてまいります。

本日は、赤い四角で点滅表示しております専門部会設置についての御審議をお願いするものでございます。

専門部会の設置がお認めいただけましたら、こうした手続を進める過程におきまして適宜、専門部会を開催し、方法書作成、準備書作成、評価書作成等に係る事項を調査審議していただき、最終的に専門部会における環境影響評価に関する調査審議の結果を都市計画審議会に報告していただくこととしております。

なお、環境影響評価に関する事項と都市計画は密接に関係しますことから、専門部会におきましては、基本方針案、都市計画案、意見書要旨等についても御確認いただきながら、環境影響評価について調査審議していただくこととしております。

最後に、3の今後の専門部会の予定でございますが、第1回目の専門部会は令和5年2

月頃に開催したいと考えております。

説明は以上でございます。

浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会の設置につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問ないようですので、専門部会の設置についてお諮りいたします。

都市計画決定に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するため、愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱第3条の規定に基づき、専門部会を設置することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、当審議会に専門部会を設置することと決定いたしました。

次に、専門部会を組織する委員については、専門部会要綱第4条に基づき、審議会において会長が指名することとなっておりますので、タブレットの最初の画面、1番右にあります「2 別紙」をタップして、2ページ目を御覧ください。

この専門部会委員(案)に基づきまして、専門部会要綱第4条及び第5条の規定により、専門部会の委員及び部会長を指名させていただきます。

部会の委員といたしまして、名古屋大学大学院教授 加藤博和委員、中京学院大学教授 梶田悦子委員、椛山女学園大学准教授 川野紀江委員、名城大学教授 岡田恭明委員、豊橋技術科学大学名誉教授 北田敏廣委員、元日本野鳥の会愛知県支部長 佐々木和治委員、愛知教育大学名誉教授 芹沢俊介委員、豊橋市自然史博物館学芸専門員 長谷川道明委員、名古屋大学大学院教授 道林克禎委員、名古屋工業大学大学院准教授 吉田奈央子委員

以上、10名の委員の方々を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、部会長には加藤博和委員を指名いたします。

加藤委員から一言お願いしたいと思います。

【委員（名古屋大学大学院教授 加藤博和）】

名古屋大学環境研究科の加藤です。

私は、昨年の11月にこの委員に就任させていただいておりますが、1度も都合が合わず、今日が初めてということで、初めましての方が多いと思いますので、よろしく願いいたします。

専門分野は都市計画・交通工学と書いてありますけれども、私、名古屋大学の工学研究科あるいは環境学研究科で都市計画特論の授業を担当しており、都市計画の講座というか、そういうところにおります。専門としては、実は都市計画でなくて環境の研究をやっている、脱炭素とかいうことをやっているの、環境影響評価とかも授業とかで扱っているということになります。

よって、ここでは新入りになりますが、一応知識はそれなりにあるのかなと思っているのと、今回、浜松とか湖西とかあるいは豊橋、このあたりのところが出てきますけれども、ずっと52年この地域に住んでいて、いろんなところを見ているということで、土地勘だけは誰よりも持っているつもりでいます。このあたりもかなりよく知っているところですので、そういうことも生かして取り組んでいきたいなと思います。

とても重責を感じておりますけれども、頑張っってやりたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございます。

委員の先生方には、大変お忙しいところ恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様へ1点御報告したいとの申出がありました。報告事項は、名岐道路（一宮～一宮木曾川）の現状状況についてでございます。

委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

名岐道路（一宮～一宮木曾川）の現状状況につきまして御報告させていただきます。

なお、これから御説明します内容につきましてはモニターにて説明させていただきますが、タブレットにも同じ内容のファイルがございます。報告事項をタップしてお開きいた

だき、参考に御覧ください。また、お手元に「名岐道路 都市計画のあらまし」というリーフレットも用意してございますので、参考に御覧いただきたいと思います。

名岐道路は、一宮市内におきまして名古屋高速道路と東海北陸自動車道を結ぶ自動車専用道路として計画している路線でございます。4車線で、延長が7.5km以上の大規模な道路となりますので、令和2年度より愛知県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を進めているところでございます。

初めに、名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会についてです。

名岐道路の調査専門部会につきましては、令和2年7月の審議会で設置について御承認いただき、秀島部会長、梶田委員はじめ7名の委員の皆様により、調査審議を行っていただいているところでございます。

専門部会の委員の皆様には、大変お忙しい中、調査審議をしていただき、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

次に、都市計画及び環境影響評価手続の流れについてです。

左が都市計画手続、右が環境影響評価手続の流れとなっております。

都市計画手続の流れにおきましては、現在、一宮市による都市計画素案の作成及び説明会の開催を行ったところでございます。また、環境影響評価の手続といたしましては、現在は、大気質や騒音などの調査・予測・評価を進め、その結果を準備書として取りまとめをしているところでございます。これまでに3回の専門部会を開催し、調査審議をいただきました。

こちらは、これまでの専門部会における調査・審議等の経緯でございます。

令和2年11月に第1回目、令和3年1月に第2回目を開催し、令和3年2月から都市計画の基本方針（案）及び環境影響方法書に関する各手続を進めてまいりました。令和3年9月には第3回目を開催し、都市計画の基本方針及び環境影響評価の方法を御審議いただき、それぞれ決定させていただいたところでございます。

基本方針におきましては、名岐道路を都市計画に定めようとする目的、主な構造やインターチェンジ設置位置を含めた概略ルートなどを決定いたしました。環境影響評価の方法では、事業特性や地域特性を踏まえて、環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法などを選定いたしました。

その後、今年5月に地域住民の意見を都市計画の案に反映させるため、一宮市が都市計

画の素案に関する説明会を開催したところでございます。

ここからは、一宮市が開催しました素案説明会の概要や説明内容について御報告させていただきます。

まず、説明会の概要についてです。

5月25日と28日に一宮市民会館にて行われ、約220名の方に御参加いただきました。説明会では、名岐道路の概要、整備効果について説明した上、延長や設計速度などの計画諸元、出入口の位置、さらに、名岐道路の整備に伴い幅員などを変更する関連都市計画道路について説明いたしました。また、名岐道路の整備に伴い、一部交差市道において東西方向の行き来ができなくなるなど、地域交通の通行形態が変わる箇所についても説明いたしました。

続きまして、素案説明会において説明しました都市計画素案の内容について御報告させていただきます。なお、これから御説明する内容は、お手元にございますリーフレットと同じ内容でございます。また、このリーフレットは説明会の会場で配布させていただきました資料でもございます。

まず、名岐道路の概要です。

今回、都市計画の手続を行う名岐道路は、一宮市を介して名古屋都心部と岐阜圏域を結び、東海北陸自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道及び名古屋高速道路と一体となって、名古屋から岐阜都市圏域の社会経済活動を支える重要な道路です。

清洲ジャンクションから名古屋高速道路一宮中入口までの区間は、平成17年に名古屋高速道路16号一宮線として供用しております。

今回は、名岐道路を一宮中入口から東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジまで延伸する計画になっております。

次に、名岐道路の主な構造についてです。左の図と写真が現況、右の図と整備イメージが変更後の横断構成を示しております。

都市計画道路国道22号線の現況は、全幅が42mであり、片側3車線と副道等により構成されておりますが、今回の計画では、まず、右の図のように国道22号線の副道を廃止し、現在と同じ片側3車線の位置を変更する整備を行い、国道22号線の中央に名岐道路を高架形式で配置いたします。基本的に、現在の国道22号線の道路幅員42mの中で歩道や車道を計画しておりますが、一部の交差点部などにおいては、現在の都市計画の幅員を変更する計画としております。

こちらは、計画区間のうち、南側の平面図になります。こちらの図は、右側が北を示しております。青の着色が、今回名岐道路として区域を変更する箇所となります。

左から順に計画の概要を御説明いたします。

まず、一宮インターチェンジについてです。

現在、名神高速道路と名古屋高速道路一宮線は、一宮インターチェンジを経由する形で名神高速道路と名古屋高速道路の名古屋方面のみ接続しております。今回、名岐道路の延伸に合わせ、名岐道路と名神高速道路のアクセス性向上を図るため、平面図やイメージ図の青色の線のように、岐阜方面に接続するランプ、つまり連絡路を新たに設けます。

続いて、平面図の中央を御覧ください。一宮東出口付近から北に向けまして、青色の線のように名岐道路の本線を延伸いたします。なお、一宮東出口から一宮中入口までにつきましては、名古屋方面行きの2車線のみ既に都市計画決定され、供用済みとなっております。

こちらは、計画区間のうち北側の平面図となります。

このスライドでは、まず新設する名岐道路の出入口について御説明いたします。なお、今回計画している出入口は全て、既設区間と同じ、道路の中央から乗り降りするセンターランプ形式となっております。

図の左寄りを御覧ください。

当地域の交通の主要な東西軸であります県道一宮犬山線と都市計画道路北尾張中央道が通っており、国道22号線との交差点名はそれぞれ、両郷町交差点、常願通7丁目交差点となっております。現在、これらの道路から国道22号線へのアクセスする交通が多いことから、地域と名岐道路とのアクセス性を高めるため、この両郷町交差点付近に出入口を設けます。出口につきましては、両郷町交差点の南側に名古屋方面からの両郷町出口（仮称）を設けます。なお、この箇所では、名岐道路から国道22号線へ降りるためのスロープ、出口料金所及びその先の合流区間が必要なため、現在の朝日3丁目交差点を閉鎖する計画で、素案説明会におきまして御説明いたしました。

入口につきましては、常願通7丁目交差点と両郷町交差点との間に名古屋方面への常願通南入口（仮称）を設けます。また、図の中央付近には、今回計画区間の端末の出入口として名古屋方面からの高田南出口（仮称）、図の右寄りに名古屋方面への高田西入口（仮称）を設けます。

次に、赤丸で示しております箇所は、現在周りの土地より高くなっている道路の高さを

現地盤高まで下げる盤下げを計画しており、既存の国道 22 号線をくぐる横断ボックスを廃止する計画となっております。

最後に、一宮木曾川インターチェンジ付近です。

名岐道路と東海北陸自動車道のアクセス性の向上を図るため、平面図やイメージ図の青色の線のように、高山方面を直結する 1 方向 2 車線の連絡路を新たに設ける計画としており、これに伴いまして区域の変更を行います。現時点では、一宮木曾川ジャンクション（仮称）としています。

その他、図面の赤く示した北尾張中央道や今伊勢三ツ井線などは、名岐道路の計画に合わせまして右折専用レーンなどを設置し、必要な幅員への変更などを計画しております。

以上が一宮市による素案説明会において御説明した名岐道路等の計画概要でございます。

最後に、説明会後の質疑応答で住民の方から出た意見につきまして御報告させていただきます。

1 点目でございますように、名岐道路の早期整備を望む意見をいただいた一方、2 点目以降のように、名岐道路の整備により一部の市道が国道 22 号線を横断できなくなり、まちの分断や、人と人のつながりが消えてしまうのではという御意見もございました。これらの御意見につきましては、国、県、市で対応を検討しているところでございます。

今後の手続といたしましては、一宮市が都市計画の案の申出を行い、県におきまして都市計画の原案の作成を行ってまいります。

以上、名岐道路の手続状況を御報告させていただきました。

報告事項は以上でございます。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの報告につきまして御質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【委員（愛知県議会議員 神戸健太郎）】

神戸健太郎でございます。

ただいまの報告につきまして、私、一宮市、地元選出の議員として発言させていただきます。少し長くなりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

名岐道路の整備に関しましては、私自身もぜひ推進させていただきたいと願っておりまして、国交省への陳情団の一人として訪問したこともあるわけでございます。

現在まで、都市計画、環境アセスメント、それぞれに関する手続を着実に進めていただ

いていることについて、まずもって感謝申し上げます。

報告で触れられました本年5月実施の都市計画素案説明会、一宮市民会館で行われましたが、これには私自身、地元の県会議員として出席しておりました。

地元から多数の意見があった朝日3丁目交差点のあり方に限定いたしまして、私から意見を述べさせていただきます。

朝日3丁目の交差点がどこかということにつきましては、お手元のリーフレットの3ページの横長の地図の一番左のほうに点線で「両郷町出口（仮称）」というふうにございます。ここが朝日3丁目の交差点で、もうこの地図では朝日3丁目交差点が名前が抹消されています。ここに出口をつくるという案でございます。

そのことについて、素案説明会におきましては、名岐道路の終点、一宮木曾川インターチェンジまでの中間インターチェンジとしてその出口を両郷町交差点付近に設けるために、朝日3丁目交差点を閉鎖するということが示されたわけでございます。地元にとりましては寝耳に水であり、交差点の閉鎖は到底受け入れられないという意見が圧倒的に多く、反対運動も辞さないということを行っている方々もあるわけでございます。

その理由について申し上げます。

高速道路の建設では、一定の交通の分断があり得ることは理解しています。しかし、この朝日3丁目交差点の閉鎖は、交通の分断というよりも生活空間の分断ではないかと考えております。対象となる約800世帯の赤見・朝日地区は、真ん中を国道が縦断しています。国道の東側には町内の公民館が、国道の西側には一宮市民会館や大平島公園、ショッピングセンターなどがあり、それら施設への往来に、従来は徒歩5分足らずで行けた人たちが30分歩かないと行けなくなる。高齢者にとっては実質往来ができなくなってしまう、まさに生活空間の分断が生じるわけであります。

私は、国道22号線に接する清須市から一宮市までの区間、都市計画の用途地域について調べてみました。国道の東西に住居系の市街化区域があるのは、この赤見・朝日地区以外では、清須市に1か所、北名古屋市に1か所ございますが、いずれも小規模で、国道に面する面積や世帯数では赤見・朝日地区が断然大きいことがわかりました。

これはある意味、過去の経緯より考えて当然のことかと思えます。その経緯というのは、昭和40年代にこの赤見・朝日地区において、土地所有者の全面的な協力によって東部地区区画整理事業が実施されたわけであります。これは、国道22号線の用地を捻出することが主目的の事業でありました。事業前には国道の東側に集落が多かった赤見・朝日地区は、

国道建設によって東西に分断されるものの、往来を確保する交差点だけは残してもらった。そして、昭和 54 年、地元の、当時の江崎真澄通産大臣はじめ関係先に陳情を行い、この交差点に信号機を設置してもらったという経緯があります。つまり、道路ができた後に東西に町ができたのではなく、道路ができる前からここに集落があったということでございます。

私は、この素案をつくる段階で、国も県も市も、沿線の住居系用途における道路等の利用状況や過去の経緯などの把握が不十分であったと言わざるを得ないと思っています。現在、それらを酌んで、修正案を検討中と認識しております。

今後、手順を踏んでいくと、都市計画（案）が出来上がり、この愛知県都市計画審議会での審議をいただいて、都市計画の決定になるわけであります。

そこで、委員の皆様へ申し上げさせていただきます。

今後の名岐道路の都市計画決定におきましては、ただいま申し上げたような経緯などを十分に御理解、尊重いただきまして御審議をくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。よろしく願いいたします。

発言は以上であります。失礼いたしました。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございます。

今の御発言に対して、事務局からコメントはございますか。

どうぞ。

【都市計画課課長 木村昌博】

神戸委員、どうもありがとうございます。

私どもとしましても、5月の先ほど報告しました素案説明会の後に、一宮市さんと一緒に、今言われた町内会の地元の方々から、朝日3丁目交差点の利用状況や過去の経緯などを聞いております。

現在、一宮市、愛知県、国土交通省において、こうした地元から伺った話も踏まえ、朝日3丁目交差点の取扱いについて検討を進めているところであります。

今後ともこうした検討は進めてまいります。本日委員から伺いましたお話も踏まえ、三者が連携し、地元の理解が得られるよう、丁寧な地元対応に努めてまいります。引き続きよろしく願いいたします。

以上であります。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

よろしいでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 神戸健太郎）】

はい。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ほかに、御質問、御意見等ございますでしょうか。

御質問ないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終了いたします。

本日は、お忙しい中お集りいただきありがとうございました。

それでは、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

（閉会 午前11時10分）